

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅諭日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コモロ	食糧援助に関する日本国政府と コモロ連合政府との間の交換公 文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	470,000千円 H22.4.30まで	H21.4.29 モロニで (同日)	日本側 川口哲郎在コモロ 大使 コモロ側 アメット・ベン ・サイド・ジヤフアー外 務・協力大臣	H21.5.18 288号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、_____と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。